

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日（月）午前8時57分から午前10時05分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（14名）

農業委員	7名
推進委員	7名
4. 欠席委員（1名）

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第22号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第23号農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程7 山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について
 - 日程8 山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）に対する意見決定について
 - 日程9 その他
 - 日程10 今後の行事
 - 日程11 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は3番農業委員、4番農業委員にお願いいたします。

議長

次に日程5、議第22号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第22号についてご説明をいたします。総会資料の1ページをお開きください。議第22号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求め。令和6年6月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが解約通知書と合意解約書の写しでございます。(申請地所在について説明)。4ページに地籍図を添付しております。(場所について説明)。解約の目的につきましては、借り手の規模縮小という事になっております。また、解約後の農地につきましては、後から配分計画が上がってまいりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑、意見ないようですので、それでは、採決をいたします。議第22号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、議第22号は原案のとおり承認いたします。

議長 次に日程6、議第23号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議第23号について説明をいたします。総会資料5ページをお開きください。議第23号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和6年6月10日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、6ページをお開きください。農地法第5条によります、農地転用許可申請の内容でございます。(申請内容について説明)。7ページが申請書の写しであり、関係事項等につきましてはご覧の通りでございます。資金につきましては、融資を受ける予定でございます、建築契約と同時に融資も正式に申請されると伺っております。申請地の農地区分につきましては、生産性の低い小集団の農地であることから「第2種農地」と判断いたしました。8ページから9ページに位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては担当農業委員、それから担当推進委員と共に6月4日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。おはようございます。6月4日9時15分位から、譲受人の方、譲渡人の方、それに行政書士の方も同席をいただきまして、私と担当推進委員、それに事務局の〇〇さんとの立会いをいたしました。現地につきましては、〇〇住宅の道向かい側ということになります。現況、3月までは野菜の方の作付けを貸し付けて行っておられましたが、今回から宅地ということで整地だけはしてありますけれども、売却するというような形で申請がきております。周辺、栗園とか畑がありますけれども、防護壁を作って、土砂あたりの流出がないように努めますというようなことのできましたのでご審議の方、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、同様に立会いを行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 はい。〇〇委員の報告のとおりと思います。それと、付け加えますと、その土地の中に防火水槽がありましたので、それにも留意しながら工事

を進めたいということでした。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第23号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第23号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程7、議第24号「山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第24号について説明をいたします。総会資料の10ページをお開きください。議第24号「山江村農用地利用集積計画（第5次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積計画（第5次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年6月10日提出、山江村農業委員会会長。11ページから12ページが意見書の写しとなっております。それから、13ページが総括表でございます。14ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から賃借権、使用賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年、公社と借り手は5年から10年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されております。

すのでご覧ください。なお、案件は2件で、総面積が2,994㎡でございます。16ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております。14ページの詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。15ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、公社を通さず相対での利用権設定となっております、今回申請されましたのは、新規設定が2件です。案件の総面積が1,827㎡でございます。合計の4,821㎡が今回の集積となります。

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の17ページをお開きください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇の方でございます。18ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社が10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。19ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。20ページから21ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに6月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。6月4日10時10分位ですけれども、こちらは借り手の〇〇の方が立会いをいただきまして、私と担当推進委員、それと事務局の〇〇さんということで現地確認を致しております。現況は〇〇耕作をされておりました、後は飼料稲の作付けをされるというような事でございます。継続してあられるということでもございましたので、問題はないかと思っておりますけれども、ご承認方お願いをいたします。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にございません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

〇〇推進委員退席(9時19分)

議長

はい。それでは、使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、使用貸借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の22ページをお開きください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。23ページをお開きください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社が10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。24ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。25ページから26ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに6月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。6月4日9時30分頃に現地において確認を致しております。立会いについては、貸し手の方の息子さんということと、それに私と担当推進委員、それに事務局の〇〇さんということで確認を致しております。耕地につきましては、田植え準備が済んで、耕作ができるような状況でございましたので問題はないかと思えます。以上、承認方よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

〇〇推進委員着席(9時23分)

議長

続きまして、使用貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、使用貸借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の27ページをお開きください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇市の方、借り手が〇〇の方でございます。28ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は5年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。29ページから30ページまでに地籍図、現況写真を、それから31ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに6月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。こちらの方も、この前に出てきております同一な字の所で、圃場につきましては、(場所について説明)、現況といたしましては、先ほどの案件と同一圃場で〇〇を作っておられたということでございます。立会いにつきましても耕作をされる方が立会いをいただいております。以上で問題はないと思いますので、承認よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

この土地は未相続だった為に相対で契約をされるということでお話を聞いております。以上です。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明に入ります前に、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇農業委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで退席を求めます。

〇〇農業委員退席(9時29分)

議長

それでは、説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の32ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇市の方、借り手〇〇区の方でございます。33ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。合計の1,210㎡でございます。期間は10年。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。34ページから35ページまでに地籍図、現況写真を、それから36ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに6月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。ご説明いたします。6月4日10時頃ですけれども、現地におきまして確認をいたしております。立会いにつきましては誰も来ておられませんでしたので、私と担当推進委員、それに事務局の、〇〇さん立会いということで確認をいたしました。場所につきましては、〇〇線の左側になります。〇〇住宅の少し手前側になりますけれども、そちらの方で、写真にありますとおり野菜の方をですね、作付けをされておられました。特段、問題はないかと思っておりますので、ご承認方よろしく願いいたします。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にございませぬ。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませぬか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませぬか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませぬか。

(なしの声)

議長 はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

〇〇農業委員着席(9時31分)

議長 次に日程8、議第25号「山江村農用地利用集積等促進計画(第3次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第25号について説明をいたします。総会資料の37ページをお開きください。議第25号「山江村農用地利用集積等促進計画(第3次)に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積等促進計画(第3次)を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年6月10日提出、山江村農業委員会会長。38ページから39ページが意見書の写しを添付しております。それから、40ページが総括表となっております。41ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業(農地バンク)を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸

し手と公社は10年、公社と借り手は2年2ヶ月から5年の契約となっております。今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件の総面積は3,109㎡でございます。

それでは、賃借権の再配分設定1件2筆分についてご説明いたします。賃借権の再配分設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。43ページをお開きください。賃借権設定の転貸関係の書類となっております。(申請地所在について説明)。合計の2,276㎡でございます。期間は、公社と借り手は2年2ヶ月。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。46ページから47ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員と共に6月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。6月4日8時50分位から現地において確認をいたしております。立会いについては、貸し手、借り手、双方とも来ておられませんので担当推進委員と私と事務局の〇〇さんの方で確認をいたしております。これは議第22号で解約申請があった農地になります。借り手の方が耕作をされるということでございます。現況につきましては、まだ作付けは行われておりませんが、特に問題はないというふうに思っておりますので、ご承認方よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再配分設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の更新設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の更新設定1件1筆分について説明をいたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇町の株式会社の方でございます。48ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。利用権を設定する土地は、(申請地所在について説明)。期間は公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。49ページから50ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、事務局において確認をしておりますが、今回につきましては〇〇農業委員と〇〇事務員の方が行っております。49ページの場所でございますけれども、(場所について説明)。現在は少々、竹が生えておりましたけれども草払い等を行い、今後は牧草を植えて管理をしていくというような事をお伺いしております。以上でございます。それから、先ほどの件と今回についてですけれども、先ほどのは再配分、今回は更新ということとなっております。皆さんもご存知だとは思いますが、10年間の貸し手と借り手の契約が先ずあります。先ず、貸し手と公社、農地バンクを介しておりますので、公社が10年間の契約を行っていて、公社と借り手の契約の方がまた二段階で行われるような計画となっております。公社と貸し手は10年間なんですけれども、公社と借り手の方が5年間の契約を結ばれる方と10年間の契約を結ばれる方がおられます。今回の案件について2件ございましたけれども、1件目の先ほどの再配分については、公社と借り手が10年間の契約をなされておりましたけれども、途中で、先ほどありましてとおり解約の契約がございましたので、途中7年8ヶ月貸し付けをされておりましたけれども辞められましたので、残りの2年2ヶ月を再配分ということで、配分を変えるということで再配

分の契約ということで案件が1件上がってきました。今回の場合は更新です。更新というのは、先ほど言いました10年間のうちで、先ず公社と借り手の方が5年間の契約を行っておられます。5年後にどうするかというのをまたそこで見直しをですね、する案件がありますけれども、そこで借りられる方が変わられた場合は配分という名前に変わります。人間が変わるとですね配分。ただ、5年間をしといて、その人が後の5年間をやりますよということであれば更新という言葉です。ちょっと更新と配分と分かりづらいんですけども、簡単にはそういうふうになっておりますので、どうぞよろしくお願ひします。以上でございます。

議長

よろしいでしょうか。ご理解いただきたいと思ひます。そこを踏まえまして更新設定1件1筆分について何か、農業委員の方、おられませんか。

4番農業委員

お尋ねいいですか。

議長

はい。どうぞ、〇〇委員。

4番農業委員

こちらが確認に行ったんですけども、竹が生えていたというような事で、更新ですよ、これ。従前も借りておられたと思ひますが、現況はそういった形で作付けもない、というような状況ですね。そういった場合、何か指導なり、注意なりというようなものは行わないということでしょうか。

事務局長

今回は私もちょっと見に行けなかったんですけども、写真を見る限り、手前の方は竹が実際生えてます。(場所について説明)。いろんな牧草とか栗とか梨もあるんですけども、それからちょっと外れた高台にある土地だと思ひてます。竹が、見る限り奥の方がちょっと確認できませんけれども、竹もそう大きな竹というよりも古参竹ですね、孟宗竹とかになると若干、手が入れないかなと思ひますけれども、古参なので、その辺りも含めて、指導ということだと思ひますけど、今度借りられると言ひますか、今まで借りられてた方、更新ですので5年前も5年間借りておられたと言ひ方についての内容も確認はしたかったので本人さんとも喋っております。今後どうされますかということで、古参なので切ればどうかなると、すぐにでも。なので牧草を植えながらあそこは管理していきます、間違いなく、そこは確認を取っておりますので今後は大丈夫かなと思ひてます。先ほど言われたとおひ、今までの中でこうやって案件を通していった後に実際されてない所もあろうかと思ひますので、そこについては毎年、利用状況調査で確認をしていただひていると思ひますので、そういう確認をしながらですね、事務局とし

ても今後、指導が必要であればやっぱり指導して行かなくてはいけないかなと思っているところではございます。以上でございます。

議長 よろしいですか。

4 番農業委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは、採決をいたします。更新設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、更新設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程 9「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長 「その他」について説明。
○ホームページ用議事録について
○活動記録表について
○遊休農地解消作業について
○農業委員会の LINE グループ作成
○農地の情報提供
○地域計画の目標地図素案作成について

議長 はい。只今日程 9「その他」について皆様方から何か質問・ご意見ありませんか。終了後でもご意見いただきたいと思っております。

議長

それでは、次に日程 10「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程 11「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会 6 月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和 6 年 6 月 10 日(月)午前 10 時 05 分終了

議長_____

委員_____

委員_____